

衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会ニュース

平成 28.3.18 第 190 回国会第 3 号

3 月 18 日（金）、第 3 回の委員会が開かれました。

1 高市総務大臣、土屋総務副大臣及び森屋総務大臣政務官からそれぞれ発言がありました。

2 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する件

- ・高市総務大臣、堂故文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

本 村 賢太郎君（民維ク）

- ・衆議院選挙制度に関する調査会の答申に関して、高市総務大臣は、答申について尊重するとしている安倍内閣総理大臣と同じ方向性であるのか確認したい。
- ・選挙管理委員会による不正に対し、有権者が選挙に疑念を持たないようより一層努力する必要があると考えるが、再発防止策について、高市総務大臣の見解を伺いたい。
- ・諸外国に比べて我が国の女性議員が少ない中で、クオータ制の導入について女性の政治家の一人としての高市総務大臣の見解を伺いたい。

初 鹿 明 博君（民維ク）

- ・候補者の考え・政策を有権者に伝えるために選挙運動においてビラを頒布することは有効な手段であるが、地方議会議員の選挙においても頒布できるようにすべきであることについて、高市総務大臣の所見を伺いたい。
- ・知的障害者の代理投票において、候補者氏名一覧のみでは意思表示ができない人のために、選挙公報やポスターで意思確認している地方自治体もある。このような具体的な事例を地方自治体間で共有することについて、高市総務大臣の所見を伺いたい。
- ・車に投票箱を搭載し、投票する場所を事前に決めて、停車中に投票する移動投票所は法的に可能であるか、総務省に確認したい。

浦 野 靖 人君（おおさか）

- ・地方議会議員の選挙における選挙運動用ビラの頒布解禁について全国市議会議長会からの要望が提出されていることについて、総務省の見解を伺いたい。
- ・衆議院選挙制度に関する調査会答申を受けて、定数

削減を行うべきであることについての高市総務大臣の見解を伺いたい。

鈴 木 義 弘君（結集）

- ・選挙権年齢の 18 歳以上への引下げに伴い文部科学省が平成 27 年 10 月に発出した高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等についての通知の内容をどのように担保しようとしているか、高市総務大臣及び堂故文部科学大臣政務官の見解を伺いたい。
- ・税の滞納者が公職の候補者や当選人となることについて、高市総務大臣の所見を伺いたい。

塩 川 鉄 也君（共産）

- ・2014 年の第 47 回総選挙における総得票数に占める落選人の得票数、いわゆる死票の数及びその得票率について、総務省に確認したい。
- ・小選挙区制の下では、一票の較差は正の取組を行えば行うほど、市区町村が分断され、有権者は不自然な選挙区の変更を強いられるのではないかと考えるが、高市総務大臣の見解を伺いたい。
- ・政治改革から 20 年経ち、選挙権年齢が 18 歳に引き下げられる今こそ、我が国の議会制民主主義の発展のため、国民の代表の選び方、政党の在り方、政治資金の在り方等について国民的な議論をすべき機会だと考えるが、高市総務大臣の政治家としての見解を伺いたい。

**3 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案（内閣提出第30号）
公職選挙法及び日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（黒岩宇洋君外3名提出、第189回国会
衆法第41号）**

- ・高市総務大臣及び提出者黒岩宇洋君（民維ク）からそれぞれ提案理由の説明を聴取しました。